

2009年2月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

公害関係法令等の規定による届出及び申請事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2009年1月13日付けで諮問（第369号）された公害関係法令等の規定による届出及び申請事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

本市では、インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手続を行うことができる電子自治体の取組みを推進し、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるために、神奈川県及び県内30市町村（横浜市、川崎市、横須賀市を除く。）と電子自治体共同運営事業を進めている。

この電子自治体共同運営事業において、利用者本人が、インターネットによる利用者登録を行うとともに、電子申請・届出システムを利用してオンラインで行政手続を行うため、コンピュータ利用について諮問するものである。

(2) コンピュータ処理を行う必要性について

この電子申請・届出システムを利用するにあたり、利用者は、本人の利用者情報を登録するとともに、利用の都度、自治体ごとに制定した利用者規約に同

意する。登録を行った利用者には、利用者 I D が交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

また、手続に係る権利義務の重要性に鑑み、本人性及び真正性を確認するため、電子署名を付与し行うこととしている。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、事務を 24 時間 365 日、インターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

(3) 対象手続（記録の名称）

対象手続は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成 9 年神奈川県条例第 35 号）第 7 条の規定に基づく「指定事業所事業開始届出書」である。

対象手続については、書面でも受付しているが、電子情報処理組織を使用して、届出を受け付けるものである。

(4) 電子申請・届出システムで取扱う個人情報（届出書情報）について

電子届出で取扱う届出書情報は、従来の紙による届出書の情報と基本的に同一の内容となる。

ア 対象業務の名称及び取扱う個人情報は、担当者の氏名、電話番号及びメールアドレスとなる。

イ 届出書情報は、各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。

ウ データベースに格納された届出書情報は、届出先の自治体以外は参照・修正できない。

エ 業務の担当者は審査等にあたり、担当事務の届出書情報を取り扱う。

オ システム利用者は、必要に応じ申請・届出の審査状況等をシステムに照会できる。

(5) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2005 年 3 月 9 日付け諮問第 140 号のシステムである。このシステムは 2005 年 3 月 9 日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 139 号で承認されており、その内容について変更はない。

ア ネットワーク

電子申請・届出システムは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイヤーウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は SSL を利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行

政ネットワーク（L G W A N）を利用し，L G W A Nの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されている。また，L G W A Nと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し，セキュリティ対策を行っている。

イ 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件として，I Cカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか，重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスマック機能など厳格な入退出管理を実施している。

ウ 管理基準等

管理基準として，「共同運営センター情報セキュリティポリシー」を策定し，明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに，電子申請・届出システム等の各システムにおいても同ポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し，適切な運用を図っている。

エ 外部委託

このシステムの運用については，各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより，個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し，個人情報適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

(6) 実施年月日

2009年4月1日

(7) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 指定事業所事業開始届出書

ウ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）抜粋

エ 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）抜粋

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

この電子申請・届出システムを利用するにあたり、利用者は、本人の利用者情報を登録するとともに、利用の都度、自治体ごとに制定した利用者規約に同意する。登録を行った利用者には、利用者IDが交付され、本人が指定したパスワードと併せログインすることで、システムを利用することが可能となる。

また、手続に係る権利義務の重要性に鑑み、本人性及び真正性を確認するため、電子署名を付与し行うこととしている。

申請・届出の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について、「電子自治体の総合窓口」として、事務を24時間365日、インターネット上で展開するものである。

これは、総合的かつ汎用的な受付処理を電子的に行うものであり、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を進めることができる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

今回利用する電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号のシステムである。このシステムは2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認されており、その内容について変更はない。

ア ネットワーク

電子申請・届出システムは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイヤーウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されている。また、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

イ 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件として、ICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか、重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退出管理を実施している。

ウ 管理基準等

管理基準として、「共同運営センター情報セキュリティポリシー」を策定し、明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいても同ポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

エ 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上